

賃金控除に関する協定書

国立大学法人名古屋工業大学長（以下「学長」という。）と国立大学法人名古屋工業大学多治見地区事業場職員の過半数を代表する者は、賃金控除に関し、次のとおり協定する。

（給与等からの控除）

第1条 学長は、次の各号に定めるものを職員の給与、期末・勤勉手当及び退職手当の支払いの際に控除することができる。

- 一 法人宿舎使用料
- 二 文部科学省共済組合貸付返済金
- 三 勤労者財産形成貯金
- 四 文部科学省共済組合共済積立貯金
- 五 文部科学省共済組合団体積立終身保険
- 六 名古屋工業大学職員組合組合費

（有効期間）

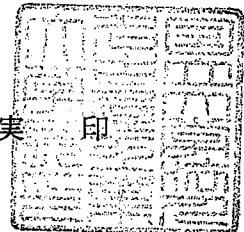
第2条 この協定の有効期間は、平成22年11月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の14日前までに、労使いずれからも申し出がないときは更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

平成22年10月12日

国立大学法人名古屋工業大学長

高 橋

実 印



国立大学法人名古屋工業大学

多治見地区事業場職員過半数代表者

石 澤 伸 夫

